

社会医療法人尽心会 看護学生奨学金制度規程

(目的)

第1条 社会医療法人尽心会（以下、法人という）では、医療の質の確保、向上を図るためには、優秀な看護師を確保することが極めて重要であり、将来の看護師を養成、充実させるため、看護大学、看護短期大学及び看護専門学校等に在学している者及び入学しようとする者に、専門の勉強をしながら、より有意義な学生生活を送れるように援助することを目的とする。

(奨学金貸与対象者)

第2条 奨学金の貸与対象者は、次に掲げる者の内、理事会で選定された者とする。

- (1) 現在看護師養成校に在学している者及び来春入学を予定する者で、卒業後、法人に就職を希望する者。
- (2) 法人に勤務する准看護師で、通信制2年課程の専門学校に在学している者及び来春入学を予定する者。
- (3) 法人に勤務する者で、勤務年数1年以上かつ勤務状態が優良であると認められ、看護師又は准看護師養成校への進学を希望する者。

(奨学金貸与額)

第3条 奨学金貸与額（貸与総額）は、月額50,000円とする。

(奨学金貸与期間)

第4条 奨学金貸与期間は、看護教育施設に在学する期間で、認定された日の属する月から卒業する日の属する月までとする。ただし、認定日が年度の途中であっても、年度当初（入学時）にさかのぼって貸与することができる。

(奨学金の貸与手続き及び貸与の決定)

第5条 奨学金の貸与手続き、貸与の決定及び貸与の方法については次の通りとする。

- (1) 奨学金の貸与を受けようとする者については、法人に別紙申請書（様式1）を提出させるものとする。
- (2) 書類及び面接にて審査を行い、適当と認めた者について貸与決定の通知（様式2）を行う。

(貸与契約の締結及び貸与の方法)

第6条 奨学金貸与の決定を受けた者は、奨学金貸与契約（様式3）を締結する。

- 2 奨学金は、振込先口座登録依頼書（様式4）により指定された口座へ振り込むこととする。原則として振込回数は毎月とする。

（奨学金貸与中止及び停止）

第7条 奨学金の貸与を受けている者が、退学その他の理由により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき又は奨学金を貸与することがふさわしくないと認められる事由が生じたときは、奨学金の貸与を中止することとする。

- 2 奨学金の貸与を受けている学生が休学したとき又は停学処分を受けたときは、当該休学又は停学期間中奨学金の貸与を停止及び中止することができる。

（奨学金の辞退）

第8条 学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

（奨学金の返還）

第9条 奨学金の貸与を受けた者が、卒業したとき又は奨学金の貸与を中止されたときは、貸与した奨学金の全額を返還させるものとする。その場合は、奨学金借用証書（様式5）を直ちに法人に提出しなければならない。

- 2 奨学金の返還にあたって、一括して返済できない事由があると認められる者については、分割により返還させることができるものとする。なお、分割期間については、卒業時又は奨学金貸与中止時から3年以内とする。
- 3 返還する奨学金には、利息は付けないこととする。

（奨学金の返還免除）

第10条 奨学金の貸与を受けた期間と同じ期間を常勤看護師又は常勤准看護師として勤務した場合に免除する。

- 2 奨学金を受けていた者が死亡したとき、その他特別な事情があると認められるとき全部又は一部を免除する事ができるものとする。
- 3 免除期間の途中で退職した場合は、返還残期間に応じて退職時一括返還しなければならない。
- 4 奨学金の返還免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書（様式6）を法人に提出しなければならない。

（奨学金の返還猶予）

第11条 卒業後看護師免許の取得ができなかった場合は、法人の常勤職員として勤務しながら、翌年、翌々年と2回の国家試験を受験できるものとし、その間の返還は猶予できるものとする。返還猶予を受ける者は、奨学金返還猶予申請書（様式7）を

法人まで提出しなければならない。

(延滞金の徴収)

第12条 奨学金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく、奨学金の返還をしなければならない日までに返還をしなかった場合には、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じて、返還すべき額について10%の割合で計算した金額を延滞金として徴収するものとする。

(その他)

第13条 この規程の実施について必要な事項は、理事長がその都度、別に定める。

2 この規程の改定又は廃止は、理事長がこれを定める。

附則 この規程は令和 3年10月 1日から施行する。

令和7年4月1日 一部改訂施行